

市 会 議 案

平成29年6月定例会（平成29年6月16日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成29年第 81 号議案	市長等の給与の特例に関する条例の制定について	1頁
平成29年第 82 号議案	福祉事務所設置条例の一部改正について	5頁
平成29年第 83 号議案	名古屋市図書館条例の一部改正について	7頁
平成29年第 84 号議案	区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する條 例及び名古屋市地区会館条例の一部改正について	9頁
平成29年第 85 号議案	名古屋城天守閣積立基金条例の制定について	21頁
平成29年第 86 号議案	名古屋市公会堂条例の一部改正について	25頁
平成29年第 87 号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部改正について	29頁
平成29年第 92 号議案	財産の取得について	33頁
平成29年第 93 号議案	契約の一部変更について	35頁
平成29年第 94 号議案	指定管理者の指定について	37頁

平成29年第81号議案

市長等の給与の特例に関する条例の制定について

市長等の給与の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給料月額の特例)

第1条 この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」という。）の給料月額は、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「特別職条例」という。）第2条第1号の規定にかかわらず、500,000円とする。

(市長の手当の特例)

第2条 6月及び12月に支給する市長の期末手当の額は、特別職条例第3条第2項の規定において準用する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、それぞれ1,000,000円に、給与条例第20条第1項に規定する基準日以前6箇月以内の期間における市長の在職期間の同条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 市長には、特別職条例第3条第4項の規定にかかわらず、地域手当を支給

しない。

(市長の退職手当の特例)

第3条 市長には、特別職条例第4条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

(副市長等の給料月額の特例)

第4条 副市長及び常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）の市長の任期中における給料月額は、特別職条例第2条第2号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2号及び第4号に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第3条及び第4条に規定する手当並びに職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職条例第2条第2号及び第4号に規定する額とする。

(副市長等の期末手当の額の特例)

第5条 副市長等の市長の任期中における期末手当の額は、特別職条例第3条第2項又は第3項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の規定により支給することとなる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月7日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 市長の施行日から平成30年3月31日までの間における給料月額は、第1条の規定にかかわらず、4,407円とする。

3 市長には、第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年12月の期末手当を支給しない。

4 副市長の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、同条中「第2条第2号及び第4号の規定」とあるのは「第2条第2号及び附則第8項の規定」と、「同条第2号及び第4号に規定する額」とあるのは「同条第2号

及び附則第8項の規定により支給することとなる額」と、「第2条第2号及び第4号に規定する額」とあるのは「第2条第2号及び附則第8項の規定により支給することとなる額」とする。

- 5 副市長等の平成29年12月の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、特別職条例の規定により支給された同年4月28日から施行日の前日までの間における給料月額及び同年6月の期末手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に相当する額を減じた額とする。

(理由)

この案を提出したのは、この条例施行の際現に市長の職にある者の給料及び期末手当を削減し、地域手当及び退職手当を支給しないこととともに、市長の任期中における副市長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当を削減する必要があるによる。

平成29年第82号議案

福祉事務所設置条例の一部改正について

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年 6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

名古屋市緑区社会福祉事務所徳重支所	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41	緑区役所徳重支所の所管区域
-------------------	---------------------	---------------

を

名古屋市緑区社会福祉事務所徳重支所	名古屋市緑区元徳重一丁目 401番地	緑区役所徳重支所の所管区域
-------------------	--------------------	---------------

に改める。

附 則

この条例は、名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要があるによる。

平成29年第83号議案

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「

名古屋市徳重図書館	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41
-----------	---------------------

」を

「

名古屋市徳重図書館	名古屋市緑区元徳重一丁目401番地
-----------	-------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある
による。

平成29年第84号議案

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市地区会館条例の一部改正について

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例

(区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正)

第1条 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表港区役所南陽支所の項所管区域の欄中「及び西福田五丁目」を「、西福田五丁目、協和一丁目、協和二丁目、畠中一丁目、畠中二丁目、福前一丁目、福前二丁目及び六軒家」に改め、同表緑区役所徳重支所の項所管区域の欄中「、字平手」を削り、「諸の木一丁目」の次に「、諸の木三丁目」を加え、「並びに横吹町」を「、横吹町、大清水東、水広一丁目、水広二丁目並びに水広三丁目」に改める。

第2条 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を次のように改正する。

本則の表緑区役所徳重支所の項位置の欄中「緑区鳴海町字徳重18番地の41」

を「緑区元徳重一丁目 401 番地」に改め、同項所管区域の欄中「字赤松、」、「字熊ノ前」及び「、字徳重」を削り、「並びに水広三丁目」を「、水広三丁目、熊の前一丁目、熊の前二丁目、元徳重一丁目並びに元徳重二丁目」に改める。

(名古屋市地区会館条例の一部改正)

第3条 名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

名古屋市徳重地区会館	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41
------------	---------------------

を

名古屋市徳重地区会館	名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地
------------	---------------------

に改める。

附 則

この条例は、名古屋市徳重北部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の設定及び変更に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

- 1 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（抜すい（第1条に係る部分に限る。））

北区役所、西区役所、中川区役所、港区役所、守山区役所及び緑区役所に支所を設け、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
(略)		
港区役所南 陽支所	港区春田野三丁 目1801番地	南陽町、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、 東茶屋三丁目、東茶屋四丁目、西茶屋一 丁目、西茶屋二丁目、西茶屋三丁目、西 茶屋四丁目、秋葉一丁目、秋葉二丁目、 秋葉三丁目、川園一丁目、川園二丁目、 川園三丁目、大西一丁目、大西二丁目、 大西三丁目、福屋一丁目、福屋二丁目、 寺前町、小川一丁目、小川二丁目、小川 三丁目、小川四丁目、天目町、七島一丁 目、七島二丁目、藤高一丁目、藤高二丁 目、藤高三丁目、藤高四丁目、藤高五丁 目、藤前一丁目、藤前二丁目、藤前三丁 目、藤前四丁目、藤前五丁目、西蟹田、 小賀須一丁目、小賀須二丁目、小賀須三 丁目、小賀須四丁目、七反野一丁目、七 反野二丁目、船頭場一丁目、船頭場二丁 目、船頭場三丁目、船頭場四丁目、船頭 場五丁目、知多一丁目、知多二丁目、知 多三丁目、八百島一丁目、八百島二丁目、

東蟹田、福田一丁目、福田二丁目、春田野一丁目、春田野二丁目、春田野三丁目、新茶屋一丁目、新茶屋二丁目、新茶屋三丁目、新茶屋四丁目、新茶屋五丁目、西福田一丁目、西福田二丁目、西福田三丁目、西福田五丁目、協和
及び西福田五丁目
一丁目、協和二丁目、畠中一丁目、畠中
二丁目、福前一丁目、福前二丁目及び六
軒家の区域

(略)

緑区役所徳重支所	緑区鳴海町字徳重18番地の41	鳴海町字赤松、字池上（80番の17から80番の22まで、93番の3、94番の1、95番、95番の2から95番の4まで、96番の2、96番の4、96番の5、97番の1、97番の2、97番の6、97番の8から97番の10まで、98番の6、102番の1から102番の5まで、102番の10から102番の15まで、102番の19及び102番の20に限る。）、字上ノ山（3番の1、3番の2、4番の1、4番の2、5番の1から5番の3まで、6番の1から6番の3まで、7番の1から7番の7まで、8番の1、8番の3から8番の5まで、8番の7から8番の23まで、9番の3、10番の1及び11番の1に限る。）、字大清水、字鏡田、字杜若（1番の1、2番から4番まで、32番の1、32番の3、32番の4、32番の9、32番の10、33番の1、33番の2、34番の4、96番の1、139番、140番の1、
----------	-----------------	--

140番の5及び146番の一部に限る。)、字神沢、字神ノ倉、字熊ノ前、字黒石、字古鳴海(14番の1から14番の3までを除く。)、字小森(62番の3及び62番の5に限る。)、字笹塚、字鶴ヶ沢、字伝治山、字徳重、字平手、字藤川、字藤塚、字螺貝、字水広下、字諸ノ木、字横吹及び字嫁ヶ茶屋(20番の1、20番の3、20番の4、21番、22番、24番から26番まで、27番の1、27番の2、28番の1、28番の2、29番の2、30番の3、32番の7、32番の8、32番の10、32番の12、32番の13、33番の1、33番の2、33番の4、34番の2、34番の3、35番の1、36番の3、36番の4、37番の1、37番の3、37番の6から37番の10まで、99番の1、99番の4、100番の1、102番の1、204番から207番まで、209番及び210番に限る。)、相川一丁目、相川二丁目、相川三丁目、赤松、旭出三丁目(6番の1、7番、301番から309番まで、310番の1から310番の9まで、311番から314番まで、315番の1から315番の3まで、316番の1、316番の2、317番の1、317番の2、318番の1、318番の2、319番の1、319番の2、320番、321番の1、321番の3、321番の7、322番、322番の1、323番、324番の1、324番の2、325番、325番の1、326番の1から326番の3まで、327番の1

から 327 番の 3まで、328 番、328 番の 1、329 番、329 番の 1、330 番、330 番の 1及び331 番から 334 番までに限る。）、池上台一丁目、池上台二丁目、梅里一丁目、梅里二丁目、大形山（301 番の 1から 301 番の 11まで、303 番から 309 番まで、309 番の 1及び310 番から 319 番までに限る。）、大清水一丁目、大清水二丁目、大清水三丁目、大清水四丁目、大清水五丁目、大清水西、鏡田、籠山一丁目、籠山二丁目、籠山三丁目、鎌倉台一丁目、鎌倉台二丁目、上旭一丁目、上旭二丁目、神沢一丁目、神沢二丁目、神沢三丁目、神の倉一丁目、神の倉二丁目、神の倉三丁目、神の倉四丁目、亀が洞一丁目、亀が洞二丁目、亀が洞三丁目、黒沢台一丁目、黒沢台二丁目、黒沢台三丁目、黒沢台四丁目、黒沢台五丁目、鴻仏目一丁目、鴻仏目二丁目、小坂一丁目、小坂二丁目、古鳴海一丁目、古鳴海二丁目、鹿山一丁目（61番から64番まで、65番の 1から65番の 3まで、66番、67番、106 番の 1、106 番の 2及び108 番に限る。）、篠の風一丁目、篠の風二丁目、篠の風三丁目、白土、砂田一丁目、砂田二丁目、高根台、滝ノ水一丁目、滝ノ水二丁目、滝ノ水三丁目、滝ノ水四丁目、滝ノ水五丁目、鶴が沢一丁目、鶴が沢二丁目、鶴が沢三丁目、徳重一丁目、徳重二丁目、徳重三丁目、徳重四丁目、

		徳重五丁目、長根町、鳴丘一丁目、鳴丘二丁目、鳴丘三丁目、鳴子町、西神の倉一丁目、西神の倉二丁目、乗鞍一丁目、乘鞍二丁目、乘鞍三丁目、東神の倉一丁目、東神の倉二丁目、東神の倉三丁目、久方二丁目、久方三丁目、兵庫一丁目、兵庫二丁目、平手北一丁目、平手北二丁目、平手南一丁目、平手南二丁目、藤塚一丁目、藤塚二丁目、藤塚三丁目、細口一丁目、細口二丁目、細口三丁目、ほら貝一丁目、ほら貝二丁目、ほら貝三丁目、万場山一丁目、桃山一丁目、桃山二丁目、桃山三丁目、桃山四丁目、諸の木一丁目、諸の木三丁目、八つ松一丁目、八つ松二丁目、横吹町、大清水東、水広一丁目、並びに横吹町 水広二丁目並びに水広三丁目	の区域
--	--	--	-----

2 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

北区役所、西区役所、中川区役所、港区役所、守山区役所及び緑区役所に支所を設け、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
(略)		
緑区役所徳重支所	緑区元徳重一丁目401番地 鳴海町字徳重18番地の41	鳴海町字赤松、字池上（80番の17から80番の22まで、93番の3、94番の1、95番、95番の2から95番の4まで、96番の2、96番の4、96番の5、97番の1、97番の

2、97番の6、97番の8から97番の10まで、98番の6、102番の1から102番の5まで、102番の10から102番の15まで、102番の19及び102番の20に限る。）、字上ノ山（3番の1、3番の2、4番の1、4番の2、5番の1から5番の3まで、6番の1から6番の3まで、7番の1から7番の7まで、8番の1、8番の3から8番の5まで、8番の7から8番の23まで、9番の3、10番の1及び11番の1に限る。）、字大清水、字鏡田、字杜若（1番の1、2番から4番まで、32番の1、32番の3、32番の4、32番の9、32番の10、33番の1、33番の2、34番の4、96番の1、139番、140番の1、140番の5及び146番の一部に限る。）、字神沢、字神ノ倉、字熊ノ前、字黒石、字古鳴海（14番の1から14番の3までを除く。）、字小森（62番の3及び62番の5に限る。）、字笹塚、字鶴ヶ沢、字伝治山、字徳重、字藤川、字藤塚、字螺貝、字水広下、字諸ノ木、字横吹及び字嫁ヶ茶屋（20番の1、20番の3、20番の4、21番、22番、24番から26番まで、27番の1、27番の2、28番の1、28番の2、29番の2、30番の3、32番の7、32番の8、32番の10、32番の12、32番の13、33番の1、33番の2、33番の4、34番の2、34番の3、35番の1、36番の3、36番の4、

37番の1、37番の3、37番の6から37番の10まで、99番の1、99番の4、100番の1、102番の1、204番から207番まで、209番及び210番に限る。）、相川一丁目、相川二丁目、相川三丁目、赤松、旭出三丁目（6番の1、7番、301番から309番まで、310番の1から310番の9まで、311番から314番まで、315番の1から315番の3まで、316番の1、316番の2、317番の1、317番の2、318番の1、318番の2、319番の1、319番の2、320番、321番の1、321番の3、321番の7、322番、322番の1、323番、324番の1、324番の2、325番、325番の1、326番の1から326番の3まで、327番の1から327番の3まで、328番、328番の1、329番、329番の1、330番、330番の1及び331番から334番までに限る。）、池上台一丁目、池上台二丁目、梅里一丁目、梅里二丁目、大形山（301番の1から301番の11まで、303番から309番まで、309番の1及び310番から319番までに限る。）、大清水一丁目、大清水二丁目、大清水三丁目、大清水四丁目、大清水五丁目、大清水西、鏡田、籠山一丁目、籠山二丁目、籠山三丁目、鎌倉台一丁目、鎌倉台二丁目、上旭一丁目、上旭二丁目、神沢一丁目、神沢二丁目、神沢三丁目、神の倉一丁目、神の倉二丁目、神の倉三

丁目、神の倉四丁目、亀が洞一丁目、亀が洞二丁目、亀が洞三丁目、黒沢台一丁目、黒沢台二丁目、黒沢台三丁目、黒沢台四丁目、黒沢台五丁目、鴻仏目一丁目、鴻仏目二丁目、小坂一丁目、小坂二丁目、古鳴海一丁目、古鳴海二丁目、鹿山一丁目（61番から64番まで、65番の1から65番の3まで、66番、67番、106番の1、106番の2及び108番に限る。）、篠の風一丁目、篠の風二丁目、篠の風三丁目、白土、砂田一丁目、砂田二丁目、高根台、滝ノ水一丁目、滝ノ水二丁目、滝ノ水三丁目、滝ノ水四丁目、滝ノ水五丁目、鶴が沢一丁目、鶴が沢二丁目、鶴が沢三丁目、徳重一丁目、徳重二丁目、徳重三丁目、徳重四丁目、徳重五丁目、長根町、鳴丘一丁目、鳴丘二丁目、鳴丘三丁目、鳴子町、西神の倉一丁目、西神の倉二丁目、乗鞍一丁目、乗鞍二丁目、乗鞍三丁目、東神の倉一丁目、東神の倉二丁目、東神の倉三丁目、久方二丁目、久方三丁目、兵庫一丁目、兵庫二丁目、平手北一丁目、平手北二丁目、平手南一丁目、平手南二丁目、藤塚一丁目、藤塚二丁目、藤塚三丁目、細口一丁目、細口二丁目、細口三丁目、ほら貝一丁目、ほら貝二丁目、ほら貝三丁目、万場山一丁目、桃山一丁目、桃山二丁目、桃山三丁目、桃山四丁目、諸の木一丁目、諸の木三丁目、八つ松一丁目、八つ松二丁目、横吹町、

大清水東、水広一丁目、水広二丁目、水並び
広三丁目、熊の前一丁目、熊の前二丁目、
に水広三丁目
元徳重一丁目並びに元徳重二丁目の区域

平成29年第85号議案

名古屋城天守閣積立基金条例の制定について

名古屋城天守閣積立基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋城天守閣積立基金条例

(設置の目的)

第1条 名古屋城天守閣を復元する資金に充てるため、名古屋城天守閣積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、名古屋城天守閣を復元するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋城天守閣積立基金を設置する必要があるによる。

(参考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 }
6 } (略)

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

平成29年第86号議案

名古屋市公会堂条例の一部改正について

名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例

名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表大ホール（控室4室付）の項中「（控室4室付）」を「（主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付）」に改め、同表第3集会室の項中

「

1,000	1,200	2,000	1,300	2,300	2,800
-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

」

「

2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000
-------	-------	-------	-------	-------	-------

に改め、同表中

」

「

特別室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500
-----	--	-------	-------	-------	-------	-------	--------

を

」

特別室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500
映写室		800	1,000	1,600	1,100	1,900	2,300
樂屋（第1 樂屋及び第 2樂屋を除 く。）1室		1,000	1,000	2,000	1,000	2,000	3,000

改め、同表備考第3号中「及び4階ホール」を「、4階ホール及び樂屋（第1樂屋及び第2樂屋を除く。）」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同号(1)中「（控室4室付）」を「（主催者控室、東控室、西控室、第1樂屋及び第2樂屋付）」に改め、同号に次のように加える。

(3) 樂屋（第1樂屋及び第2樂屋を除く。）1室 100円

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の名古屋市公会堂条例（以下「改正後条例」という。）別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る利用料金の基準額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の基準額については、なお従前の例による。
- 改正後条例別表の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市公会堂の利用料金の基準額を改定する等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市公会堂条例（抜すい）

別表

施設の名称	使用日の区分	利 用 料 金 の 基 準 額					
		午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	全 日
大ホール（ 主催者控室、 控室4室 東控室、西	平 日	円 75,000	円 88,000	円 147,000	円 100,000	円 169,000	円 210,000
控室、第1							
樂屋及び第 2樂屋付)	土曜日、 日曜日等	94,000	111,000	184,000	125,000	211,000	263,000
(略)							
第3集会室		2,500 1,000	2,900 1,200	4,900 2,000	3,300 1,300	5,600 2,300	7,000 2,800
(略)							
映写室		800	1,000	1,600	1,100	1,900	2,300
樂屋（第1							
樂屋及び第 2樂屋を除く。）1室		1,000	1,000	2,000	1,000	2,000	3,000
備考							
1 } (略)	2 }						
3 大ホール、4階ホール及び樂屋（第1樂屋及び第2樂屋を除く。） 及び4階ホール							

では、管理上支障がないと認めたときは、使用時間の区分の前後に接続する時間（午前、午後及び夜間の区分による使用時間以外の時間に限る。）についても併せてその使用を許可し、その超過使用30分当たりについての利用料金の基準額は、次のとおりとする。

(1) 大ホール (主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付
控室4室)

平日 16,000円

土曜日、日曜日等 20,000円

(2) (略)

(3) 楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）1室 100円

4
↓
6 } (略)

平成29年第87号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

牛島南再開発地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 市計画牛島南再開発地区計画の区域のうち、再開発地区整 備計画が定められている区域
----------------	--

を

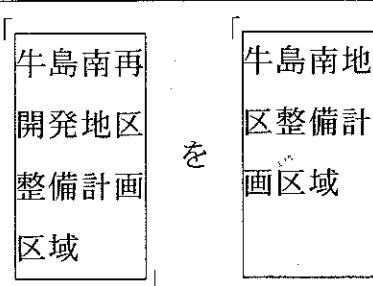
牛島南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都 市計画牛島南地区計画の区域のうち、地区整備計画が定め られている区域
-------------	--

に改め、同表に次のように加える。

錦二丁目7番地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都
----------	-----------------------------

整備計画区域	市計画錦二丁目7番地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められている区域
--------	--

別表第2 牛島南再開発地区整備計画区域の項中



に改め、同表に次のように加える。

錦二丁目 7番地区 整備計画 区域	西地 区	用途の制限	風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
(A)	東地 区	用途の制限	1 自動車車庫でその用途に供する1階の部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以上のもの 2 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
	容積率の最 高限度	10分の86	
	容積率の最 低限度	10分の30	
	建蔽率の最 高限度	10分の4.6。ただし、耐火建築物については、10分の6.6とする。	
	敷地面積の 最低限度	1,000平方メートル	
	壁面の位置 の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上であること。	
	高さの最高 限度	150メートル	
	建築面積の 最低限度	200平方メートル	

	緑化率の最高限度	10分の2
東地区 (B)	用途の制限	1 自動車車庫でその用途に供する1階の部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以上のもの 2 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
	容積率の最高限度	10分の60
	容積率の最低限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、耐火建築物については、10分の8とする。
	敷地面積の最低限度	500 平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は2メートル以上であること。
	高さの最高限度	30メートル
	建築面積の最低限度	200 平方メートル
	緑化率の最低限度	10分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、錦二丁目7番地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

財産の取得について

なごやサイエンスパークBゾーン事業用地として、下記のとおり、土地を買
い入れるものとする。

平成29年6月16日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 財産の表示 土地

名古屋市守山区大字上志段味字海東465番4始め146筆
田ほか 46,798.47平方メートル

上記の土地に対する仮換地

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合1-1街区仮1番
始め4筆

18,808.83平方メートル

2 買入金額 4,567,524,014円

3 買入れの相手方 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市土地開発公社

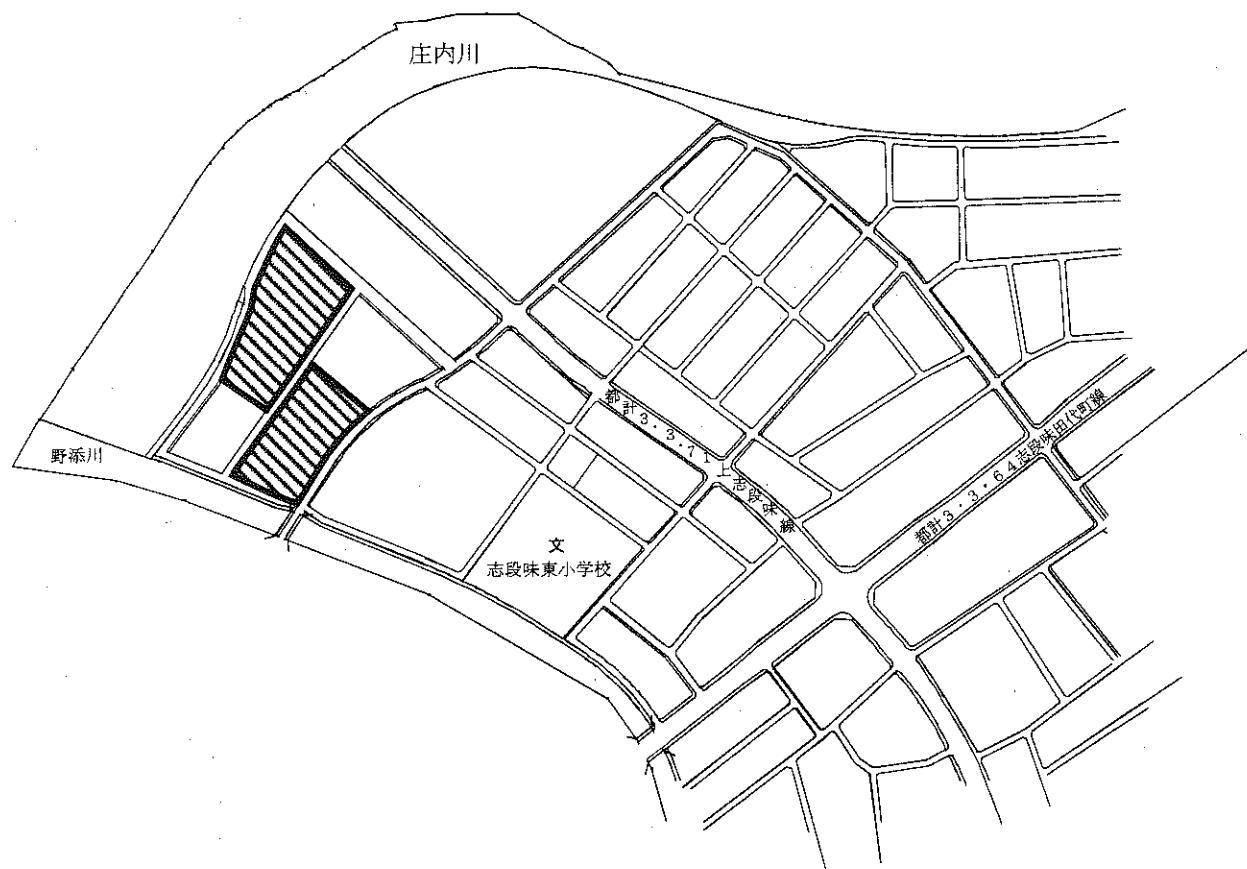
理事長 飯 田 貢

(理 由)

この案を提出したのは、なごやサイエンスパークBゾーン事業用地を取得す
る必要があるによる。

(参 考)

4
+



買入予定地

平成29年第93号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額及び完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

平成29年 6月16日提出

名古屋市長 河 村 た か し

工事請負契約名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
山崎川橋りょう下部工改 築工事等の請負契約 平成23年7月11日議決 平成23年第105号（平 成27年7月6日議決平 成27年第96号により契 約金額及び完成予定期 日を変更）	契約 金額	2,347,000,000円	2,946,912,000円
	完成 予定期 日	平成30年12月31日	平成32年12月31日

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完成予定期日を変更する必要があるによる。

平成29年第94号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年 6月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
有松駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山 口 正 孝

2 指定の期間 平成29年11月1日から平成39年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。